

旭川市公衆浴場法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○旭川市公衆浴場法施行条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年 3 月31日 条例第39号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成13年 7 月 6 日 条例第47号 平成24年12月26日 条例第58号 令和元年 9 月13日 条例第57号 令和 2 年 9 月15日 条例第44号 <u>令和 4 年 9 月15日 条例第33号</u></p> <p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>(営業者が講ずべき措置の基準)</p> <p>第 5 条の 2 第 1 項～第 3 項 (略)</p> <p>4 第 1 号～第 26 号 (略)</p> <p>(27) <u>7歳以上</u>の男女を混浴させないこと。ただし、風紀上支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>第 5 条の 3～第 8 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。</p>	<p>○旭川市公衆浴場法施行条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年 3 月31日 条例第39号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成13年 7 月 6 日 条例第47号 平成24年12月26日 条例第58号 令和元年 9 月13日 条例第57号 令和 2 年 9 月15日 条例第44号</p> <p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>(営業者が講ずべき措置の基準)</p> <p>第 5 条の 2 第 1 項～第 3 項 (略)</p> <p>4 第 1 号～第 26 号 (略)</p> <p>(27) <u>10歳以上</u>の男女を混浴させないこと。ただし、風紀上支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>第 5 条の 3～第 8 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成13年7月6日条例第47号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月26日条例第58号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年9月13日条例第57号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の旭川市公衆浴場法施行条例の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和2年9月15日条例第44号） この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和4年9月15日条例第33号）</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則（平成13年7月6日条例第47号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年12月26日条例第58号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年9月13日条例第57号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例による改正後の旭川市公衆浴場法施行条例の規定は、令和2年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和2年9月15日条例第44号） この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p>